

議案第 38 号

三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町消防団条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 9 号）を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町消防団条例の一部を改正する条例

三宅町消防団条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町消防団条例（平成25年3月18日条例第9号）新旧対照表

現行	改正案
（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 <u>（1）成年被後見人又は被保佐人</u> <u>（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>（3）第7条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u>	（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （削る） <u>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>（2）第7条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u>